

発信日時 2025/04/28 21:26:53

受付日時 2025/04/28 21:26:52

取扱日 2025/04/28

事業者コード : 0000001720 利用者名 : 株式会社 セプテンバー

## 申告受付完了通知

送信された申告データを受付けました。  
後日、発行元の担当者から、申告内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。  
また、本通知に添付された受付済みの申告書に、個人番号が含まれている場合は、削除しております。(MUD002I)

法人事業税 所得金額総額	-38,492,074円
法人事業税 申告納付税額	-1,387,500円
特別法人事業税 申告納付税額	-480,300円
法人県民税 (法人税割) 課税標準総額	0円
法人県民税 (法人税割) 申告納付税額	-302,300円
法人県民税 (均等割) 申告納付税額	35,000円

納税者の 氏名又は名称	株式会社セプテンバー
発行元	東京都渋谷都税事務所 事業税課法人事業税班
電話番号	03-5422-8780
受付番号	R1-2025-15637166
手続名	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別 税 確定申告
年度・期別等	R06/02/01 ~ R07/01/31
提出先名	東京都渋谷都税事務所長
課税地	
ファイル名称	R010210020250428210725(1).xml 添付ファイルがあります。

受付印

年 月 日 法人番号 3011303002638 この申告の基礎 申告年月日

東京都渋谷都税事務所長 殿 法人税の 修正・更正 決・更・再・重による。 正 定 正 による。

Table with 2 columns: 所在地 (東京都渋谷区神宮前6-23-4桑野ビル2階), 事業種目 (通信回線による動画配信事業及び広), 法人名 (株式会社セブテンバー), 代表者名 (寺島 大揮), 期末現在の資本金等の額 (11,000,000), 資本準備金の額の合算額 (11,000,000)

令和 6 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの事業年度分の 道府県民税 特別法人事業税 の 確定 申告書

(事業税)

Table with 4 columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include 所得金額総額 (3,849,207.4), 年400万円以下の金額 (3.5), 年400万円を超え年800万円以下の金額 (5.3), 年800万円を超える金額 (7), 合計 (0), 付加価値額総額, 付加価値額, 資本金等の額総額, 資本金等の額, 収入金額総額, 収入金額, 合計事業税額 (0), 事業税の特定期間寄附金税額控除額, 差引事業税額 (4,413,875.00), 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 (-1,387,500), 所得割 (47), 資本割 (49), のうち見込納付額 (51), 差引 (52) (-1,387,500)

Table with 2 columns: (用途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額 (0), 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 (2), 還付法人税額等の控除額 (3), 退職年金等積立金に係る法人税額 (4), 課税標準となる法人税額 (5) (0), 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 (6), 法人税割額 (7) (0), 道府県民税の特定期間寄附金税額控除額 (8), 税額控除超過額相当額の加算額 (9), 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (10), 外国の法人税等の額の控除額 (11), 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 (12), 差引法人税割額 (13) (0), 既に納付の確定した当期分の法人税割額 (14) (3,023,000), 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 (15), この申告により納付すべき法人税割額 (16) (-3,023,000), 均等割額 (17) (12月), (18) (7,000,000), 既に納付の確定した当期分の均等割額 (19) (3,500,000), この申告により納付すべき均等割額 (20) (3,500,000), この申告により納付すべき道府県民税額 (21) (3,500,000), のうち見込納付額 (22), 差引 (23) (3,500,000)

(道府県民税)

(特別法人事業税)

Table with 4 columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include 所得割に係る特別法人事業税額 (53), 収入割に係る特別法人事業税額 (54), 合計特別法人事業税額 (55), 仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 (56), 既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 (58) (4,803,300), この申告により納付すべき特別法人事業税額 (60) (-4,803,300), のうち見込納付額 (61), 差引 (62) (-4,803,300)

Table with 2 columns: 特別区分の課税標準額 (24) (0), 同上に対する税額 (25) (0), 市町村分の課税標準額 (26), 同上に対する税額 (27) (0), この申告により納付すべき道府県民税額 (21) (3,500,000), のうち見込納付額 (22), 差引 (23) (3,500,000)

関与税理士名

Table with 2 columns: 所得金額 (法人税の明細書(別表4)の(34)) (3,849,207.4), 法人税の期末現在の資本金等の額 (11,000,000), 法人税の当期の確定税額 (0), 決算確定の日 (令和 7 年 3 月 31 日), 解散の日, 残余財産の最後の分配又は引渡しの日, 申告期限の延長の処分(承認)の有無 (事業税 有, 法人税 有), 法人税の申告書の種類 (青色・その他), この申告が中間申告の場合の計算期間, 翌期の中間申告の要否 (要), 国外関連者の有無 (有), 還付請求中間納付額 (2,170,100), 還付を受けようとする金融機関及び支払方法 (みずほ銀行 笹塚支店 口座番号(普通) 2494483)

スタンダード会計事務所 税理士 野口 仁 (電話 03-6384-2345)

均等割額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	令和 6・2・1 令和 7・1・31	法人名	株式会社セブテンバー
----------------------	-----------------------	-----	------------

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称 (外 箇所)	所在地	
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数			(外 箇所)		
東京都渋谷区神宮前6-23-4		12	4	当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動				
桑野ビル2階				異動区分	異動の年月日	名称	所在地	
特別区内における従たる事務所等				設置				
所在地	名称 (外 箇所)	月数	従業者数の合計数	廃止				
1	千代田区 (外 箇所)			旧の主たる事務所等	( 月)			
2	中央区 (外 箇所)			均 等 割 額 の 計 算				
3	港区 (外 箇所)			区 分	税率 (年額) (ア)	月数 (イ)	区数 (ウ)	税額計算 (ア)×(イ)×(ウ)
4	新宿区 (外 箇所)			特別区のみ	円	月	/	円
5	文京区 (外 箇所)			主たる事務所等所在の特別区				
6	台東区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人超				
7	墨田区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人以下	7,000.0	1.2		7,000.0
8	江東区 (外 箇所)			従たる事務所等所在の特別区				
9	品川区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人超				
10	目黒区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人以下				
11	大田区 (外 箇所)			道府県分				
12	世田谷区 (外 箇所)			特別区(市町村分)				
13	渋谷区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人超				
14	中野区 (外 箇所)			事務所等の従業者数50人以下				
15	杉並区 (外 箇所)			納付すべき均等割額 + + + 又は + +				7,000.0
16	豊島区 (外 箇所)			備 考				
17	北区 (外 箇所)			合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				4
18	荒川区 (外 箇所)							
19	板橋区 (外 箇所)							
20	練馬区 (外 箇所)							
21	足立区 (外 箇所)							
22	葛飾区 (外 箇所)							
23	江戸川区 (外 箇所)							

欠損金額等及び災害損失  
欠損金額の控除明細書

〔法第72条の2第1項  
第1号に掲げる事業  
第3号〕

事業 年度	令和 6・2・1 令和 7・1・31	法人 名	株式会社セブテンバー
----------	-----------------------	---------	------------

第六号様式別表九

控除前所得金額 第6号様式⑥ - (別表10 又は⑳)	円	損金算入限度額 $\times \frac{50 \text{又は} 100}{100}$	円
--------------------------------	---	--	---

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額	当期控除額 (当該事業年度の 当該事業年度前の のうち少ない金額)	翌期繰越額 ( ( - ) 又は別表11 )
	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	
	欠損金額等・災害損失欠損金額			円
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	欠損金額等・災害損失欠損金額			
	計			
当	欠損金額・災害損失欠損金額	38,492,074		
期 分	同上のうち 欠 損 金 額	38,492,074		円 38,492,074
	災 害 損 失 欠 損 金 額			
	合 計			38,492,074

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額の計算

災害の種類		災害のやんだ日又は やむを得ない事情の やんだ日	
当期の欠損金額	円	差引災害により生じた 損失の額( - )	円
災害により生じた損失の額		繰越控除の対象となる 欠損金額( と のうち少ない金額)	
保険金又は損害賠償 金等の額			